

令和5年12月定例教育委員会会議録

1. 開催日時 : 令和5年12月22日(金) 9時00分から9時40分まで

2. 会 場 : 白杵市役所 白杵庁舎1階 大会議室

3. 出席委員 : 教育長 安東 雅幸
教育長職務代理者 神田 岳委
委 員 村上 睦美
委 員 佐藤 雄一
委 員 木本 邦治

4. 出席職員 : 教育次長兼教育総務課長 後藤 誠也
学校教育課長 新名 敦
社会教育課長 川辺 宏一郎
文化・文化財課長 神田 高士
学校教育課参事監 麻生 幸誠
学校教育課総括課長代理 高田 教一
学校教育課課長代理 高野 紀幸
文化・文化財課課長代理 東 貴則
教育総務課課長代理 亀井 寛美
教育総務課主事 佐藤 祥次

5. 傍 聴 人 : なし

1. 開会宣言

(事務局)

本日の出席者の報告を行います。本日出席者5名、欠席者0名で出席者が過半数に達しましたので、白杵市教育委員会会議規則第3条の規定により、本会は成立となりました。以上報告いたします。

(教育長)

これより白杵市教育委員会、令和5年12月定例会を開会いたします。

本日の委員会の会期は、本日限りいたします。次に、会議録署名委員に村上委員と木本委員の2名を指名いたします。

今回の日程のうち、非公開とするのは、「3. 協議事項」のうち、報告第28号「専決処分の承認を求めることについて(教職員(小・中学校)の内申について)」を非公開としたいので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項」に基づき、採決を行います。これに賛成の委員は挙手願います。

(委員 挙手あり)

(教育長)

全会一致で非公開いたします。

2. 教育長報告

(教育長)

続きまして、「2. 教育長報告」を行います。別紙の令和5年度12月行事予定表をご覧ください。

1日、新しく着任した職員の辞令交付式を行いました。また、白杵ほたるの会より、小・中学校に図書を寄贈していただきました。市報1月号に掲載予定です。同日に管内教育長協議会が開催され、津久見市教育委員会教育長が交代となりました。

2日、フェスタザ人権・人権作品表彰式が開催されました。

3日、野津中央公民館にて消防団員意見発表会が開催されました。審査委員長として参加させていただき、部落差別解消推進・人権啓発課所属の佐護さんが最優秀賞に選出されました。各地域で消防団員が減少しており、高齢化が進むことで消防団活動の維持が心配であるという意見発表が多くありました。

4日、校長・所長会が開催されました。

5日、12月議会の代表質問が行われました。

6日、7日に12月議会の一般質問が行われました。教育委員会部局では、8つの質問に回答しました。

7日～11日、令和6年度当初予算の確認を行いました。

10日、白杵市PTA連合会研修会が開催され、学校教育課長と社会教育課長と出席をしました。

11日、情報連絡会議、事務局連絡会議、人権講演会が開催されました。

12日、三役日程調整会議が開催されました。また、同日と14日に人事異動ヒアリングを各校長先生と行いました。

15日、政策監会議、教頭研修会が開催されました。同日に食文化教育フォーラムin庄内がオンラインにて開催されました。日本ESD学会主催の食文化と学校教育に関する発表がありました。

臼杵市からは玉ノ井指導主事が臼杵市の食文化と教育の繋がりについて発表を行いました。給食配送車のラッピングデザインやほんまもん農産物を学校給食に使用していること等についての発表を行いました。

16日、平和市民公園能楽堂にて子ども学芸員発表会が開催され、下南小学校が荒田遺跡石棺墓についての研究発表を行いました。

18日、中体連校長会から依頼があり、部活動地域移行に関する協議を行いました。野球部について、西中学校以外は合同チームで活動しております。今後どのように活動していくのか協議を行いました。

19日、12月議会が閉会しました。

20日、臼杵市人材育成市民連携会議が開催されました。

21日、山内流協議会が開催されました。

22日、2学期終業式、定例教育委員会が行われます。

24日、読書感想文表彰式が開催されます。村上委員がエッセイ部門の講評をする予定になっております。

25日、臼杵消防署で中学生を対象にしたジュニア防災リーダー養成講座が開催予定です。

28日、臼杵石仏年越供養法要が開催されます。同日に仕事納め式が行われます。

以上で教育長報告を終了しますが、ご質問等ありますでしょうか。

(委員 意見なし)

(教育長)

ありがとうございます。これをもって教育長報告を終わります。

3. 協議事項

(教育長)

それでは、「3. 協議事項」に移ります。

〈非公開〉

(教育長)

続きまして、第38号議案「臼杵市奨学生選考委員会委員の委嘱について」の説明を学校教育課からお願いします。

(学校教育課長)

第38号議案「白杵市奨学生選考委員会委員の委嘱について」の説明を行います。白杵市奨学生選考委員会委員を委嘱することについて、白杵市教育長に対する事務委任規則第1条第1項第13号の規定に基づき報告し、承認を求めるものです。今回、白杵市奨学生選考委員会委員に白杵高等学校の渡辺校長先生に新規で委嘱を行います。白杵高等学校の校長先生が変更したことによる新任になります。理由につきましては、白杵市奨学資金に関する条例施行規則による委員を委嘱又は任命し、白杵市奨学生選考委員会を開催する必要があるためです。別紙資料をご覧ください。1ページ目～3ページ目は白杵市奨学資金に関する条例施行規則、4ページ目に委員の名簿を記載しております。白杵高等学校の渡辺校長先生が新任、他の委員は継続となっております。以上で説明を終わります。

(教育長)

第38号議案「白杵市奨学生選考委員会委員の委嘱について」の説明がありましたが、ご質問等ありますでしょうか。

(委員 意見なし)

(教育長)

ありがとうございます。第38号議案については承認という形で進めさせていただきます。

4. 教育施策に係る報告

(教育長)

これより、「4. 教育施策に係る報告について」に移ります。

今回、事務局からの報告はありませんが、委員の皆様から何かご意見等ありますでしょうか。

(委員 意見なし)

(教育長)

それでは、教育施策については終わりたいと思います。

5. 教育予算について

(教育長)

これより、「5. 教育予算について」に移ります。

「令和5年度12月補正予算について」の説明を教育総務課からお願いします。

(教育総務課長)

別紙資料をご覧ください。令和5年度12月補正予算について、11月開催の定例教育委員会の報告第25号にて説明を行いました。12月11日に開催された12月議会予算委員会にて説明を行い、12月19日に議会の承認をいただきました。内容については、11月開催の定例教育委員会にて説明した通りとなっており、変更等ありません。補正予算が確定しましたので、報告させていただきます。

(教育長)

「令和5年度12月補正予算について」の説明がありましたが、ご質問等ありますでしょうか。

(委員 意見なし)

(教育長)

それでは、教育予算については終わりたいと思います。

6. その他

(教育長)

続きまして、「6. その他」に移ります。

「二十歳のつどいについて」の説明を社会教育課からお願いします。

(社会教育課長)

令和6年1月7日に開催される二十歳のつどいについての説明を行います。令和4年4月1日の民法改正に伴い、成人年齢が20歳から18歳へ引き下げになりました。白杵市では引き続き、20歳を対象に行います。県下では、国東市が18歳を対象にしており、その他の市町村では20歳を対象にしております。今回の対象者は、300名程度であり、白杵市民会館大ホールにて式典等を執り行います。教育委員会からは、神田教育長職務代理者が出席予定であります。以上で説明を終わります。

(教育長)

令和6年1月7日に二十歳のつどいを開催します。実行委員会を早い段階から立ち上げ、準備を進めております。この件についてご質問等ありますでしょうか。

(委員 意見なし)

(教育長)

ありがとうございます。その他に関することでご質問等ありますでしょうか。

(村上委員)

野津中央公民館に婦人研修室という部屋があります。時代の変化に伴い、部屋の名前を変更した方がよいと思っているのですが、いかがでしょうか。

(社会教育課長)

現状の実態を調査し、変更するように検討したいと思います。

(村上委員)

ありがとうございます。報告になるのですが、先日諏訪山体育館に行きました。立派なトレーニングルームがあり、芝生の整備がきちんとされておりました。一人でも多くの市民に利用していただきたいと感じました。

(社会教育課長)

白杵市総合運動公園と吉四六ランドは公益社団法人臼津地域シルバー人材センター(以下:シルバー人材センター)に指定管理者になっていただいております。今後も令和6年4月1日～令和9年3月31日まで継続して管理をしていただくことになりました。

(教育長)

シルバー人材センターの方々はいつもきれいな状態で整備をしていただいておりますので、感謝をしております。その他ご質問等ありますでしょうか。

(佐藤委員)

先日、白杵市PTA連合会の会報を拝見し、教育長の文章を読ませていただきました。その内

容の中で1つ要望があります。タブレット端末やスマートフォン等の電子機器の利用に関することになります。家庭によって個人差があると思いますが、保護者よりも子どもたちの方がそのような電子機器の使い方に詳しくなっており、親子間で知識や使い方に差が生じてきています。実際に、保護者が電子機器の設定方法が分からず、子どもたちに設定を一任している方もいます。子どもたちが電子機器の利用頻度が多くなることにより、インターネットトラブルやいじめ等が多くなってくると思います。子どもたちだけでなく、保護者の方々に対してインターネットの正しい使い方等の講座やオンラインセミナーを開催する等をしてそのようなトラブルを防ぐように対応していただきたいと思います。余談になるのですが、子どもたちが寝る直前までスマートフォンを利用しており、頭痛が起こるケースがあるみたいです。そのようなことを防ぐための具体的な策があれば教えてください。

(神田教育長職務代理者)

寝室にスマートフォン等の電波が発生するものを置かないことは基本であります。寝室にスマートフォン等の電子機器を持ち込むと睡眠障害が起こりやすくなり、いつ通知音が鳴るかわからないという心理的効果が原因だと考えられます。子どもたちには、寝室に電子機器を持ち込まないということを指導した方が良いと思います。子どもたちだけでなく、大人の方も睡眠時間の質が低下していることも事実であります。機内モードに設定すると通知音が鳴ることがないので、対策としては良い方法だと思います。

(学校教育課参事監)

子どもたちのタブレット端末の取扱いについては、12月8日付で各学校に通知をしました。家庭学習への活用を行うため、持ち帰りを含めたルールを策定しました。このルールを策定した背景としましては、今年の夏頃にタブレット端末の持ち帰りとデジタルドリルの活用についてのアンケート調査を行いました。その結果、学校によってタブレット端末の持ち帰りが異なることが分かりました。タブレット端末の持ち帰りをする事で、家庭内で学習以外のことで使用すること、夜遅くまで使用する恐れがあること、壊す恐れがある等の理由でタブレット端末の持ち帰りがスムーズに行われていない学校があることが判明しました。市教委としてタブレット端末の持ち帰りについてのルールを策定してほしいと要望があり、ICTプロジェクト会議などの協議を重ね、家庭学習に特化したルールを策定し、全保護者に通知を行いました。内容としましては、小学校は21時まで、中学校は22時までの使用時間を定め、その時間以降はインターネットの閲覧ができないように制限をかけました。また、姿勢を正しくし、時々目を休め、就寝前30分間は使用しないことを明記しており

ます。先程述べられた枕元に置かないということまでは言及しておりません。子どもたちへの指導及び正しく使用しているかどうかの確認については、策定したルールの中に盛り込んでおります。また、「タブレット端末は学習のために貸与しています」と前段に明記したうえで、正しく使用するための注意事項を明記したルールとなっております。保護者への指導・研修については、臼杵市PTA連合会や各学校のPTA等で実際に行われていると把握しております。このような研修の開催については、教育委員会内で検討していかなければならないと考えております。子どもたちのモラルやマナー等の研修については、ご指摘があったように開催するべきだと感じております。昨年度は、中学校の全児童を対象に講演会を行いました。今後も継続して取り組んでいきたいと思っております。

(佐藤委員)

保護者に対する研修をすぐに開催することは難しいと思っています。保護者によって個人差があるので、そのようなことが分かっていない保護者の為にも対応していただきたいと思いました。また、インターネットトラブルを防ぐためにも意見を言わせていただきました。

(村上委員)

佐藤委員が述べられていたトラブルは貸与されているタブレット端末でトラブルが起きているのでしょうか。

(佐藤委員)

貸与されている端末だけではないのですが、スマートフォン等を使用しているときに誤作動によってお金の請求が発生する等のトラブルがあります。保護者は様々な理由があり、常に子どもたちの側にいるわけではないので、保護者が見ていないときにそのようなトラブルに巻き込まれるケースが多いです。

(村上委員)

そのようなトラブルは、保護者の端末を使用しているときに発生したものなのでしょうか。

(佐藤委員)

保護者の端末なのか子どもの端末なのかは不明です。

(村上委員)

携帯アプリのゲーム等で課金することがあると思うのですが、それはクレジットカードを紐づけしなければならないことだと思っています。保護者側としては、暗証番号を入力しなければ使用できないようにすることやクレジットカードとの紐づけをしない設定にする等の対策が必要なのではないかと考えております。子どもたちに注意喚起を促したとしても、悪気がなくてボタンを押してしまう可能性がありますので、何かしらの対策を講じる必要があるのではないかと考えています。

(佐藤委員)

スマートフォンやタブレット端末の使い方やそのようなトラブルを未然に防ぐ機能について詳しい方を招待し、講義として説明する機会を設ける必要があるのではないかと思います。

(村上委員)

子どもがインターネットトラブルに巻き込まれることが懸念されるので、講義等で説明をすることは必要なことだと思うのですが、神田教育長職務代理者はどのように思われますか。

(神田教育長職務代理者)

保護者がパスワードをメモ等に記載しており、子どもの目の届くところに保管している場合が多くあります。携帯ゲーム等の課金については、クレジットカードの紐づけではなく、電話料金と同時に支払いを行うキャリア払いで支払うことが主となっています。現在の子どもたちはYouTubeを見させているとおとなしくしています。YouTube を見ている途中に広告や様々なリンクがでてくることがあります。それが分からない子どもたちに保護者がきちんと説明を行わずに子どもたちがボタンを押し続けて最終的にトラブルに巻き込まれるケースがあります。保護者の目の届かないところでのトラブルが多くなってきているので、このような問題にならないためにも講師を招待し、トラブルの原因となる事例やパスワードの管理方法等を保護者の方々に知ってもらう必要があるのではないかと思います。

(教育長)

保護者に対する研修等については、臼杵市PTA連合会と連携をしながら検討したいと思います。その他ご質問等ありますでしょうか。

(村上委員)

皆様ご存知かと思いますが、玖珠町が不登校の児童・生徒向けの「学びの多様化学校」を4月に開校するということなのですが、玖珠町教育委員会に視察に行くことは可能なのでしょうか。

(学校教育課長)

視察に行くことは可能だと考えております。現在、玖珠町の情勢を見ている状況であります。視察を行うことや臼杵市で「学びの多様化学校」を開校することが可能かどうかということについては、教育委員の皆様と諮りながら、議論を重ねていく必要があり、子どもたちのために何ができるかを検討していくことが大事だと考えております。

(教育長)

その他ご質問等ありますでしょうか。

(委員 意見なし)

7. 閉会

(教育長)

以上をもちまして、12月定例教育委員会を閉会します。